

第三回 (財)国際宗教研究所賞 (2007 年度)

(財)国際宗教研究所は、内外宗教の研究を通じて宗教相互の理解を深め、ひいては人類文化の向上に資する目的で、1954 年 5 月設立されました。現在は日本の数十に及ぶ宗教団体や研究機関を賛助会員とし、また多くの個人会員に支えられ、的確な宗教情報の提供や宗教研究の推進、また宗教者・ジャーナリスト・宗教研究者の相互理解の深化を目指して、活動を進めています。さらに、併設する宗教情報リサーチセンターの運営、定期刊行物『現代宗教』『国際宗教研究所ニュース』『ラーク便り』の刊行、定期的なシンポジウムや研究会の開催、およびその成果の出版などを継続的に行っており、その活動は高い評価をいただいております。

昨年に引き続き、(財)国際宗教研究所では、以下のような要項による第 3 回の「国際宗教研究所賞」を募集することになりました。

- (1) 本賞は、今日的な問題意識に立つ宗教研究において優れた業績をあげたものに与えられる。
- (2) 研究業績の選考は、(財)国際宗教研究所の活動趣旨を踏まえ、(1)現代性、(2)国際性、(3)実証性などにおいて優れた点を有するものとする。
- (3) 応募者の年齢は原則として 40 歳未満とする。
- (4) 刊行、発表年度は 2005 年 4 月以降 2007 年 3 月末までに発表された刊行物、および学位受理が終了した学位論文(博士)。
- (5) 応募は、自薦・他薦を問わない。
- (6) 選考人数は 1 名とする。
- (7) 賞金は 30 万円とする。
- (8) 審査委員会は国際宗教研究所の役員 5 名で構成し、委員長は理事長とする。
- (9) 応募締め切りは 2007 年 7 月末日(研究所必着)とする。
- (10) 審査結果公表は 10 月頃、授与式は 2007 年 11 月を予定。

応募を希望される方は、所定の申請書と審査対象業績各一部を、締め切り日までに(財)国際宗教研究所までお送りください。申請書は研究所ホームページ <http://www.iisr.jp/> からダウンロードするか、下記研究所賞係まで住所・氏名を明記した定型返信用封筒(80 円切手貼付)を同封して取り寄せてください。

以上、趣旨をご理解いただき、奮ってご応募いただきますよう、ご案内申し上げます。なお不明の点については、(財)国際宗教研究所・研究所賞係までお問い合わせください。

〒165-0035 東京都中野区白鷺 2-48-13 電話 (FAX 兼用) 03-5373-5855

財団法人 国際宗教研究所 (理事長・星野英紀 所長・島蘭進)

特集 宗教教育の地平

教育基本法改正の歴史と問題点 — 宗教教育の視点から —

— はじめに —

周知のように、戦後の学校における宗教教育は、国立学校においても十分に実施されることが期待されてきた。しかし、実際の学校現場を見る限り、新学制がスタートした昭和二年から数年間は確かに社会科学を中心に宗教教育の実践(科学的客観的中立的な教育)は全国的に展開されたが、昭和二〇年代後半からは、GHQ内部の宗教教育論争(後述)を契機に昭和二〇年代前半のような宗教教育の実践は見られなくなって今日に及んでいる。このような状況の中で、本稿は、これまで教育基本法の規定を中心に尊重されるべく期待されてきた宗教教育

は今後いかにあるべきか、という問題意識で論究したいと思う。

大崎素史

おおさき もとし

具体的な内容をいえば、教育基本法の改正の動向は、昭和六〇年代の「臨教審路線」から出てきたことであるが、遠因をたどれば、すでに戦後の教育改革時にあったということを示したい。さらに、それらを通して、「宗教教育」や「宗教的情操の教育」がどのように要望されてきたか、それが教育基本法の改正ということとどのように結びついたかを示したいと思う。最後に、平成一八年一二月、教育基本法改正案が第一六五回臨時国会で成立したが、改正教育基本法の内容の中で特に宗教教育に関する課題を考察し、今後の宗教教育のあり方としての

課題を提起したい。

キー・ワードは、「宗教的情操」である。

二 教育基本法改正の動き

——「臨教審路線」の中で

(一) 中曽根内閣と「臨教審」

近年の教育基本法改正の動きは、中曽根康弘内閣（昭和五十七年第一次内閣発足、昭和五十八年二月第二次内閣発足）から始まったと考えられる。⁽¹⁾ 次のような事情である。中曽根首相は、二二世紀を眺望し、然るべき日本の教育の実現を目指して、予め私的な諮問機関（というよりはいわゆる勉強会といつてよい）「文化と教育に関する懇談会」を設置（昭和五十八年六月一四日）。座長・井深大（ソニー名誉会長）、松下幸之助（松下電器産業株式会社創業者）、中内功（ダイエー会長）、山本七平（作家・評論家）、梅原猛（京都芸術大学総長）らがメンバーとなつて、ほぼ一年後に報告書の中曽根首相に提出した。そこに盛られていた教育改革の方針は、日本的な教育、世界の中の日本人の教育、国際化への対応、情報化への対応、教

育の自由化、生涯学習の体系化、などであつたが、⁽²⁾ これは、昭和六二年設置の中曽根内閣の諮問機関「臨時教育審議会」（「臨教審」）におけるいわゆる「臨教審路線」として答申にほとんどが採用された。

ところで、中曽根首相のさらなる思いは、戦後教育の総決算としての教育基本法改正と六・三制の改編（五・四・四制すなわち五歳児を小学一年生とし、現行の五年生と六年生を中学一、二年生とする。現行の中学三年生を高校一年生とするという構想）の二つが大きな比重を占めていた。しかし、この構想は、臨時教育審議会設置法案の成立をめぐる野党（社会党・公明党・共産党等）の反対するところとなり、中曽根首相はしぶしぶこの構想の具体化を断念、つまり臨教審が設置されても審議対象とはしないという条件付きで野党の賛成を得て、設置法案が成立したのである。

臨教審における審議と四度に及んだ答申のうち、宗教教育に関するものは数少ない。散見される程度といつてよい。たとえば、第二次答申（昭和六一年四月二三日）において、「豊かな社会の実現が、貧しさ、不便さ、抑

圧、不平等などの逆境をなくしたり減らしたりした反面、人類史の長い期間にわたつて、逆境のなかで育まれてきた自立心、自己抑制力、忍耐力、責任感、連帯感、思いやりの心、感謝の気持ち、祖先を敬う心、自然や超越的なものを畏敬する心、宗教心などが衰弱するという結果を招き心の貧困をもたらした」（第一部第一節）と問題提起をしている。宗教教育に関する審議の無さのゆえに、たとえば日本宗教保育事業協議会は「宗教教育の振興についての要望」として、内外の宗教文化に関する宗教教育の振興を提出した。⁽³⁾

これと同じように、臨教審の審議や答申における宗教教育の言及の乏しさについて神道政治連盟も「学校教育における宗教教育の振興に関する要望」を提出した（昭和六二年五月二日）。そこでは、「特に戦後は、道徳心、愛国心は軍国主義につながるとして、学校教育の場で蔑ろにされ、同時に従来道徳教育の中核をなしてきた我が国の伝統的宗教に基づいた情操教育は、憲法の信教の自由規定に過敏に過ぎる余り、特に公立学校では完全に疎外されてゐるのであります」として、「我が国の教育の

場に伝統的宗教に基づいた情操教育を導入することが、教育の正常化つまり健全な日本人育成、延いては眞の国際人育成の基本となりませう」と「伝統的宗教に基づいた情操教育」の必要性を強調した（ただし、この概念の内容についての説明はなかった）。

以上のように、臨教審路線とは、本意としては教育基本法の改正をめざすこと、しかし政治状況により当面は具体化できないことに甘んじること、国際化・情報化社会を迎えての日本的な教育の改革を推進していくこと、宗教的情操教育は格別の推進をしないこと、であつたと要約できる。

(二) 小淵内閣・森内閣と教育改革国民会議

「臨教審路線」としては未だ具体化されなかつた教育基本法改正が実際に動き出したのは、一六年後の平成一二年三月に設置された小淵恵三内閣の私的諮問機関「教育改革国民会議」における審議からであつた。しかし、小淵首相が四月に急逝したため、このあとを受けた森喜朗内閣が一二月に最終報告書「教育を変える十七の提